

鳥取県名誉県民規則をここに公布する。

平成21年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県名誉県民規則

(目的)

第1条 この規則は、県の発展に顕著な功績があった外国人に対し、鳥取県名誉県民(以下「名誉県民」という。)の称号を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

(称号を贈る者)

第2条 名誉県民の称号は、公共の福祉の増進、経済の発展、交流の促進、学術又は文化の振興その他県の発展に貢献し、その功績が特に顕著な外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下「候補者」という。)であって、知事が適当と認めるものに対して贈るものとする。

(欠格条項)

第3条 候補者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、名誉県民の称号を贈ることができない。

- (1) この規則により、既に名誉県民の称号を贈られた者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者
- (3) その他名誉県民にふさわしくないと知事が認める者

(顕彰)

第4条 知事は、第2条の規定により名誉県民の称号を贈られた者に対して、表彰状又は名誉県民であることを証する物品を贈り、顕彰する。

2 知事は、顕彰するに当たって、記念品を添えることができる。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。